

別表1 <意欲と能力のある林業経営者の登録基準>

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

適用欄に「○」のある項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしていること。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

| 適用   |      | 項目                       | 取組事項等  | 基準   | 説明   |
|------|------|--------------------------|--|--|--|
| 素材生産 | 造林保育 |                          |  |  |  |
| ○    |      | (1) 生産量の増加又は生産性の向上       | <p>素材生産に関し、生産量を一定の割合<sup>※1</sup>以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準<sup>※2</sup>以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>  | <p>生産量の増加又は生産性向上のいずれか1つ以上の目標を有していること。</p>        | <p>※1 一定の割合<br/>&lt;生産量&gt;<br/>5年後に現状の素材生産量の概ね2割<br/>&lt;生産性&gt;<br/>5年後に現状の生産性の概ね2割</p> <p>※2 一定の水準<br/>&lt;生産量&gt;<br/>5,000 m<sup>3</sup>/年<br/>&lt;生産性&gt;<br/>主伐 11 m<sup>3</sup>/人日・間伐 8 m<sup>3</sup>/人日</p> |
| ○    |      | (2) 生産管理又は流通合理化等         | <p>①適切な生産管理<br/>作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し(工程管理システムの導入)、作業システムの改善、その他</p> <p>②原木の安定供給・流通合理化等<br/>製材工場等需要者との直接的な取引、とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通の合理化、その他(複数の経営体が共同で出荷・販売等)</p> | <p>①又は②のいずれかに取り組んでいること。又は1年以内に取り組むこととしていること。</p> |  |
|      | ○    | (3) 造林・保育の省力化・低コスト化への取組み | <p>低密度植栽、早生樹植栽、主伐・再造林一貫作業、列状間伐、下刈の省略化、地域における効率的な路網計画の作成・設置、森林保険への加入(森林所有者による加入を含む。)による気象災害への対応、その他</p>   | <p>取組事項のいずれかに取り組んでいること。又は1年以内に取り組むこととしていること。</p> |  |

| 適用   |      | 項目                    | 取組事項等  | 基準                                     | 説明  |
|------|------|-----------------------|--|--|---|
| 素材生産 | 造林保育 |                       |  |  |   |
| ○    | ○    | (4) 主伐後の<br>再造林の確保    | ①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 <sup>※3</sup> を有すること。<br>②主伐後の適切な更新等を行うこと。ただし、請負や受託等により行う主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新 <sup>※4</sup> 等の働きかけに取り組んでいること。 | ①及び②の両方を満たしていること。又は1年以内に取り組むこととしていること。 | ※3「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする（伐採後の再造林の確保に向けた素材生産業者と造林業者の連携を目的とする協議会（例えば森林再生協議会）等に参加する場合を含む。）。<br>※4「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。 |
| ○    | ○    | (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保  | 素材生産又は造林・保育に関して3年以上 <sup>※5</sup> の事業実績を有すること。又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。  | 満たしていること。又は1年以内に満たすこと。                 | ※5「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。<br>「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。   |
| ○    | ○    | (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等 | 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等 <sup>※6</sup> を行っていること。  | 策定等を行っていること。又は1年以内に策定等することとしていること。     | ※6「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。<br>行動規範やガイドラインには、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。<br>また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備すること。   |

| 適用   |      | 項目                 | 取組事項等  | 基準   | 説明   |
|------|------|--------------------|--|--|--|
| 素材生産 | 造林保育 |                    |  |  |  |
| ○    | ○    | (7) 雇用管理の改善と労働安全対策 | <p>①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組<br/>ア 雇用管理の改善<sup>※7</sup><br/>イ 労働安全対策<sup>※8</sup></p> <p>②現場作業職員等に対する労働安全衛生法に基づく安全衛生教育</p> <p>③労働者災害補償保険への加入（適用外事業所にあっても、原則、加入していること。一人親方等の特別加入を含む。）</p> <p>④以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。）</p> <p>○健康保険法第48条の規定による届出</p> <p>○厚生年金保険法第27条の規定による届出</p> <p>○雇用保険法第7条の規定による届出</p> | <p>①～④の全てに取り組んでいること。</p> <p>ただし、①については、ア及びイそれぞれに取り組んでいること。</p> <p>なお、①については、1年以内に取り組むこととしている場合を含む。</p> | <p>※7「雇用管理の改善」に該当する取組は例示すると次のようなもの</p> <p>雇用管理者の選任（常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所）等雇用管理体制の充実、雇用時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付等雇用関係の明確化、現場作業職員の常用化・月給化等雇用の安定化、効果的な求人募集活動等募集・採用の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、定年の引上げや継続雇用制度導入等高年齢労働者の活躍の促進、退職金共済への加入などの福利厚生充実</p> <p>※8「労働安全対策」に該当する取組は例示すると次のようなもの</p> <p>リスクアセスメントの実施、防護具の着用の徹底（法令で着用が義務付けられているものを除く。）、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</p> |
| ○    | ○    | (8) コンプライアンスの確保    | <p>○業務に関連して法律に違反し、代表役員等<sup>※9</sup>や一般役員等<sup>※10</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。</p> <p>○業務に関連して法律に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である。</p> <p>○国、都道府県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である。</p> <p>○行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である。</p> <p>○その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者である。<sup>※11</sup></p>           | <p>いずれにも該当しないこと。</p>   | <p>※9「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※10「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※11 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等</p>  |
| ○    | ○    | (9) 常勤役員の設置        | <p>法人においては、常勤役員を設置していること（ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に召集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。）。</p>  | <p>満たしていること。</p>   |  |

## 2 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

以下の項目の基準を満たしていること。

| 適用       |          | 項目              | 取組事項等   | 基準           | 説明  |
|----------|----------|-----------------|---|--------------|---|
| 素材<br>生産 | 造林<br>保育 |                 |   |              |   |
| ○        | ○        | (10) 経理的な<br>基礎 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。<sup>※12</sup></li> <li>○経営管理実施権の設定を受ける際には、森林の経営管理に関する経理を他の経理と分離できること。</li> </ul> | 両方を満たしていること。 | <p>※12「経理状況が良好であること」とは、次のとおりとする。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと。</li> <li>○経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。</li> </ul> <p><b>【個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。</li> <li>○直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</li> </ul> <p>これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p> |